

大阪市告示第360号

令和8年大阪市告示第52号（大阪市立平野屋内プールの臨時休館の承認）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

大阪市長 横山 英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線で付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。 [表 別紙2 挿入]	[同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

[表 別紙1]

施設名	年 月 日
大阪市立 平野屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年1月8日（木）から <u>当分の間</u>

[表 別紙2]

施設名	年 月 日
大阪市立 平野屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年1月8日（木）から <u>同年3月13日（金）</u> まで